

京都市深草墓園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

平成30年8月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第21号

京都市深草墓園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

京都市深草墓園条例の一部を改正する条例(平成30年3月29日京都市条例第59号)中樹木型納骨施設(以下「施設」という。)に関する部分の施行期日は、平成31年4月1日とする。ただし、施設の使用の許可に関する部分の施行期日は、平成30年9月1日とする。

(保健福祉局医療衛生推進室医務衛生課)